

- 二 鋪物工場ノ解雇者ヲ復職セラシメテト
- 三 請負制度ヲ改善セラシメテト
- 四 工場内ノ衛生設備ノ改善(食堂、便所)
- 五 従来無届出勤三日ミテ解雇セラシメ今後一週召
ニサシメテト
- 六 工場主ノ都合上巳ク得ズ職工ヲ解雇スル場合ニハ
左ノ手當ヲ支給セラシメ度キ事
イ 一ヶ年未満ハ日給ノ百二十日分
ロ 一ヶ年以上三ヶ年未満ハ日給ノ百八十日分
ハ 三ヶ年以上ハ一ヶ日ニ付五日分ノ割合ヲ以テ計算ス
ルコト
- 外ニ帰宅旅費トシテ妻帯者ニ五十日独身者ニ
三十日支給セラシメテト

- 七 日給二円以下ノ職工ニ對シ此際ニ割増給セラシメテト
 - 八 一ヶ年ニ四定期日昇給セラシメ度キ事
 - 九 残業歩増ノ改正
 - 十 職工往復ノ配船ヲ改善セラシメテト
 - 十一 今回ノ件ニ對シテハ犧牲者ヲ出サスル事
- 第二條ノ説明 今回鑄造職工ノ解職ニ對シテハ職工側ニ
何等不都合ノ行為アラズ工場ニ於テ仕事充分アリモ不
拘不談之息ニモ解雇サレシ者ナレバ此際亦未得レ限リ復
職サシメシ萬一復職不可成ル場合ニハ今回嘆願ノ才
六條ヲ適用セラシメテト
- 第三條ノ説明 従来ノ請負制度ハ統一ヲ缺ク中ニハ
中途ニ於テ中召者ノ莫大ナル異利ヲ負リ居ルニ直
接工事之從事スル竹助内労働者ノ徒ラニ勞多クニテ利